

○キャンパス・ハラスメント調査委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人昭和女子大学が定めるキャンパス・ハラスメント防止委員会
規程第13条に基づき、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」とい
う。）の役割等について定める。

(調査委員会の設置)

第2条 キャンパス・ハラスメントの被害を受けた旨の申立てがあり申立人（申立てを行っ
た者をいう。以下同じ。）が被申立人（申立ての相手方をいう。以下同じ。）に対する処
罰を伴う強制的な措置を求めたとき、又はキャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防
止委員会」という。）が必要と認めたときは、学内調査委員会又は第三者による調査委員
会（以下「第三者調査委員会」という。）を設置する。

(学内調査委員会の構成)

第3条 学内調査委員会は、防止委員会の委員により構成されるものとし、その選任に当た
っては当該申立内容を鑑み、防止委員会が都度決定する。ただし、当該申立人及び被申立
人の所属部署の委員は、含まないものとする。

2 防止委員会の委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調査委員として任命すること
ができる。

3 学内調査委員会の委員長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会の委員長が
任命する。

(第三者調査委員会の構成)

第4条 第三者調査委員会は、弁護士等の有識者で構成し、防止委員会のメンバーは含まれ
ないものとする。

(調査委員会の役割)

第5条 調査委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 申立人、被申立人及び関係者からの事情聴取
- (2) 当該申立ての事実関係の究明
- (3) 調査の経緯と結果の記録
- (4) 問題解決案及び措置案を含む調査報告書の作成並びに防止委員会への報告

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和6年5月1日から施行する。(第2条及び第4条に第三者調査委員会を追加)